



芝の深刈りによる除染作業

## 国庫補助事業

# 戸建て住宅等の除染開始

放射能影響の低減を目指す

本年7月末から町内夕狩地区を皮切りに、戸建て住宅等の本格的な除染作業が始まりました。日常生活の中で最も長く滞在することが想定される戸建て住宅の除染により、住民の皆さまの被ばく低減を目指します。

町は、町内で比較的放射線量の高い夕狩、成沢、芦野、伊王野地区を優先4地区と定め、各住宅の放射線量測定や除染内容および除染実施に対する同意・確認などの準備を進め、このほど準備の整った夕狩地区内の東観地区で除染を

開始しました。他の優先地区でも、8月の臨時町議会で委託業者との契約が承認され、除染が進められています。

行われる除染は、国の示す「比較的線量の低い地域」における除染メニューの中から、各住宅の放射線量の状況に応じ、雨どいの清掃や雨どい下の表土除去、側溝の清掃、庭木の剪定、除草、住宅に隣接する森林の落ち葉の除去や下草刈りなどを実施します。除染で発生した除去土壌等は、原則として遮水シートに包んで敷地内に埋設し、30センチ以上の厚さで覆土します。

戸建て住宅の除染は町内全域で実施するもので、今後、町内の他の地区でも事前調査に入る予定です。町が実施するこの除染では、皆さまの費用負担は発生しません。放射能の影響を少しでも低減し、安全、安心な町を取り戻すため、除染に対する皆さまのご理解とご協力をよろしく願います。

▼問合せ 環境課放射能対策室

☎6940

## 町独自の支援制度

# 住宅等放射線量低減化支援制度のお知らせ

町では国の認める低線量メニューを補完するため、町民の方が個人住宅の敷地において表土除去、天地返し及び汚染されていない土等による被覆を行う場合、その除染作業の費用について、支援金を交付しています。

▼対象者 次の①・②のいずれかに該当する方

①住宅敷地において除染作業等を実施する居住者（申請時点において町内に住民登録がある者）

②住宅敷地において除染作業等を実施する自主避難者（平成23年3月11日時点で町内に住民登録があったが、申請時点においては町外に住民登録があり、かつ実績報告の時点において町内に住民登録がある者）

▼対象事業 次の①・②の要件をすべて満たす事業

①住宅敷地の空間放射線量率の平均が、地上高1メートルの測定で毎時0.23マイクロシーベルト以上の場合。

②次のア、イの作業について「那須町住宅等放射線量低減化業務取扱業者登録制度」により登録

された事業者（※1）に作業を委託して実施する場合。

※1 町公式ホームページまたは窓口で公表しています。

ア 除染作業（表土除去・天地返し・被覆）

イ 処理作業（発生した除去土壌の敷地内処理）

▼支援額 除染費用額の10分の8（限度額20万円）ただし、18歳以下の子どもがいる世帯は10分の10（限度額20万円）

▼その他

○作業実施前に申請（作業実施後の申請は受付できませんのでご注意ください）

○申請は住宅敷地1回限り

## 制度の一部改正

▼改正点

作業終了後に提出する実績報告書の添付書類について、「業者発行の請求書」の添付を可能としました。

これにより申請者が業者に作業代金を支払う前に支援金を受け取ることができ一時的な立替払いを解消することができます。なお、業者発行の請求書を添付して実績報告をした場合は、業者への支払い完了後、領収書の提出をお願いします。

▼問合せ 環境課放射能対策室

☎6940